

青森県報

第二千三百三十二号

平成十六年
五月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

救急診療所の設置.....	(医療業務課).....	一
改良普及員資格試験の実施.....	(農林水産政策課).....	一
保安林の指定予定.....	(林政課).....	二
道路の区域の変更.....	(道路課).....	三
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告.....	(県民生活政策課).....	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	(保健衛生課).....	四
都市計画の変更案の縦覧.....	(都市計画課).....	四
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課).....	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了.....	(東 地 農 林 水 事 務 所 産 方).....	五
監査委員		
監査結果に対する措置の公表.....	(事務局).....	五
公安委員会		
型式の検定適合遊技機.....	(生活保安課).....	七

告 示

青森県告示第四百七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
種市外科	八戸市小中野二丁目三の二一	平成十九年五月二十七日

青森県告示第四百八号

平成十六年度改良普及員資格試験を次のとおり施行するので、青森県改良普及員資格試験に関する条例(昭和二十七年十二月青森県条例第八十九号)第五条第一項の規定により公示する。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の実施期日

平成十六年九月二十八日(火)及び同月二十九日(水)

二 試験の場所

青森市橋本一丁目二の二五

青森県教育会館

三 受験願書の受付期間

平成十六年六月十四日(月)から七月五日(月)まで。ただし、郵送による場合は七月五日までの消印のあるものは有効とする。

四 その他

1 受験者は、次の書類を青森県農林水産部農林水産政策課農業改良普及グループあて提出すること（封筒に改良普及員受験願書在中と朱書きすること。）。

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 最終学校卒業（修了）証明書若しくは卒業（修了）見込証明書又は大学入学資格検定合格証明書

(四) 写真（出願前六か月以内に撮影した正面向、上半身、無帽で縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものを貼付すること。）

(五) 青森県改良普及員資格試験に関する条例第二条第二号、第三号又は第四号に規定する職務に従事した期間を有する者は、職務従事期間証明書

(六) 青森県改良普及員資格試験に関する条例第三条第一項又は第二項の規定による認定を受ける者は、認定申請書

(七) 受験手数料は、徴収しない。

2 受験票は、受験資格を有する者に直接送付する。

3 受験願書等の用紙を郵送で請求する場合は、百二十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角型二号）を同封すること。

4 試験に関する問い合わせ先

青森県農林水産部農林水産政策課農業改良普及グループ（電話〇二七・七三二・一一一一 内線三三三一一）

青森県告示第四百九号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一(一) 保安林予定森林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八〇の一、九二・九四の一・一五三・一五五から一五七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一八五、一八六・字朝日田六・一一・大字金山字梅ケ枝二二・二六・四〇の一・四六の一・五

二・七三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇の一、八〇の三・八二・大字飯詰字狐野七・八・三六の一・三六の二・三六の四・三六の六・三六の七・三七・四一の四（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

(一) 保安林指定の目的
風害の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八〇の一、九二・九四の一・一五三・一五五から一五七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一八五、一八六・字朝日田六・一一・大字金山字梅ケ枝二二・二六・四〇の一・四六の一・五二・七三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇の一、八〇の三・八二・大字飯詰字狐野七・八・三六の一・三六の二・三六の四・三六の六・三六の七・三七・四一の四（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林指定の目的
公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年六月二十七日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別の	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備考
1	国 道	三三三八号	下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山一六〇の三から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山一五三の三まで	前	一四・四〇〇メートルから	一一六・四〇メートル	
				前	四・二〇〇メートルから	一一五・八〇メートル	
2	県 道	五所川原浪 岡線	下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山一六〇の三から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山一五三の三まで	前	二六・二〇〇メートルから	五八五・〇〇メートル	
				後	四・二〇〇メートルから	一、〇四〇・〇〇メートル	
			南津軽郡浪岡町大字郷山前字上野六四の一から 南津軽郡浪岡町大字樽沢一六〇の一まで	前	七・五〇〇メートルから	二六〇・〇〇メートル	
				後	四・二〇〇メートルから	一、〇四〇・〇〇メートル	

青森県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年五月二十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。
平成十六年五月二十八日

大鰐町

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業（大鰐町公共下水道）

三 事業施行期間

平成四年十二月四日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

一 施行者の名称

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画事業の変更認可（平成十二年青森県告示第百八十号）の事業地に大鰐町大字大鰐字上牡丹森、字下牡丹森、字范頭及び字羽黒館並びに大字虹貝字中熊沢、字清川及び字篠塚を加え、大字鯖石字桜ノ木及び字広田、大字八幡館字広田並びに大字宿川原字川崎を削り、大字蔵館字館越及び字山下、大字鯖石字一本柳及び字広田並びに大字大鰐字夏沢、字川辺及び字南無阿弥沢地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年五月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人公報プレスセンター
- 三 代表者の氏名
福島 一壽
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市根城九丁目一三の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の官公署及び地域在住の皆様に対して、各種公報の支援に関する事業を行い、まちづくりの推進を図り、更に、地域安全活動の拡充を図り、広く社会の発展と公益に寄与する事を目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び予定数量
ブラテリア® BSE 三〇〇キット程度
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
十和田食肉衛生検査所総務課
十和田市大字三本木字野崎一の二三
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十六年三月二十六日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社八戸支店
八戸市沼館一丁目一五の三
- 七 契約単価
十六万九千五百円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十六年二月十三日

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画道路に関する都市計画(三・四・一二号藤崎尾上線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

南津軽郡田舎館村大字田舎館字松橋の一部

2 追加される土地の区域

南津軽郡田舎館村大字田舎館字松橋の一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、田舎館村建設課

四 縦覧期間

平成十六年五月二十九日から同年六月十一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

開発行為に関する工事が完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
南津軽郡尾上町大字李平字下安原五〇の三、五〇の四及び五〇の七から五〇の一九まで、字下安原五〇の三先	弘前市大字城東中央(一丁目三の二)有限会社東都宅建

出 先 機 関

土地改良事業の工事が完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百二十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十六年五月二十八日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事が完了年月日
黒山地区基盤整備促進事業	蟹 田 町	平成十六・一・三〇

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成15年4月4日付け青監査第3号、平成15年8月1日付け青監査第52号及び平成15年11月6日青監査第97号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年5月28日

青森県監査委員	片 谷 稔
回	片 谷 世
回	鶴 賀 茂
回	西 谷 洵
回	清 水 悦 郎

青森県水産総合研究センター(青森県内水面水産試験場)	いるものがある。	需用費において、予定価格を定めていないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りの無いよう方を期すこととした。
ラフォーセンター21あおもり	年度末において、当面必要のない切手類を購入している。	年度末において、当面必要のない切手類を購入している。	今後は、必要な数量を適切な時期に購入することとした。
青森県水産増殖センター	年度末において、当面必要のない切手類を購入している。	契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りの無いよう方を期すこととした。	今後は、必要な数量を適切な時期に購入することとした。
青森県農業大学校	委託料並びに使用料及び賃借料において、契約手続が適正でないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りの無いよう方を期すこととした。	

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十八日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRファイバー天竺JX	株式会社三井
"	CRファイバー天竺MX	"

"	CRファイバー天竺JX	"
"	CR水前寺清子R1	株式会社藤商事
"	CR男の花道W	株式会社高尾
"	CRモナコパーティXX	奥村遊機株式会社
"	CRロボコップES	"
"	CRあつ命XJ	株式会社平和
"	CRあつ命YJ	"
"	CRあつ命YJ2	"
"	CRボパイST	サミー株式会社
回胴式遊技機	ウミモノガタリ	"
"	EニイセブンスP・30	アビリット株式会社
"	キョジンノホシ2	株式会社アリストクライトテクノロジーズ

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭